第1回検討会でのご意見等を踏まえた今後の論点

1 効果的・効率的なマッチングを進める上で必要となる情報とは何か

第2回検討会の地方自治体関係者からのヒアリングにおいて、効果的・効率的なマッチングを進める上で必要となる情報として、①「求人者の求める人材像」、②「より詳細な労働条件等」に関し、ご意見等を聴取し、参集者間でのご議論を踏まえ、事務局において整理する。

また、これらの項目について検討した結果、効果的・効率的なマッチングを進める上で必要となる情報については、求人受理時に把握すべき補足的な情報として整理し、求人情報をオンラインで提供する際に併せてこれらの情報を地方自治体へ提供できるよう、次期ハローワークシステムの更改時に合わせて検討してはどうか。

2 追加的な情報を把握した場合の提供方法について

ハローワークで求人受理時等に把握した追加的な情報については、現状では 次の2つの情報がオンラインによる求人情報の提供には含まれていない。

- ① 求人票のスペースの制約により掲載できない情報
- ② 事業主の希望により広く外部に公開されることを望まない情報 これについては、①の情報については、本来は求人票に記載すべき情報も多 いと考えられるので、次期ハローワークシステムの更改時には、求人票に記載

また、②の情報については、マッチング機能を高めるために、求人事業主の 意向に十分配慮しつつ、オンライン提供に含めることにより、地方自治体が実 際に職業紹介を行う際に活用できるようにしてはどうか。

なお、地方自治体が民間委託している場合の取扱いについて、同様の取扱い としてよいか(以下3(3)に記載。)。

3 本検討会で拡充する求人情報の提供先

できるようにしてはどうか。

今回の検討会において求人情報の範囲を拡充することとなった場合、その提供先は、原則として、利用団体として登録している地方自治体であるが、次のようなケースをどのように取り扱うこととするのか。

(1) 地方自治体等の設置する公共職業能力開発施設等(主な検討事項の2) 現在、オンライン提供の利用団体の整理として、①自治体、②民間、③特 別な法人、④学校等の4類型としているが、公共職業能力開発施設等は、設置主体が地方自治体等であり、その公的な性格を踏まえ、拡充する求人情報の提供先とすることとしてはどうか。

- (2) 地方自治体から委託を受けて訓練を実施している民間教育訓練施設現行では、委託訓練を実施している民間教育訓練施設に対しては、オンライン提供で入手した求人情報を地方自治体から当該施設に提供できることとされている。しかし、委託先である民間教育訓練施設において職業紹介が実施されるものではなく、単なる情報提供に留まっているものと推測される。このため、拡充した求人情報の提供先としては不適切ではないか。
- (3) 地方自治体から委託を受けて無料職業紹介を行う民間人材ビジネス 現行では、地方自治体と委託先である民間人材ビジネスが連名で利用団体 として登録されており、一つの利用番号が発行されている。このため、委託 先である民間人材ビジネスは、地方自治体から委託を受けた職業紹介事業の 範囲内で、求人への応募状況や詳細な労働条件等の提供といった地方自治体 等への特別な支援の対象となっている。

このような現状を踏まえると、地方自治体からの委託先として公的な機関に準じた取扱いとなっていることから、特段の問題がない限り拡充した求人情報の提供先としてはどうか。ただし、事業主の希望により広く外部に公開されることを望まない情報を取り扱うことになるので、一定の措置が必要ではないか。

4 その他オンライン提供の運用の改善に向けた取組

(1) 地方自治体への提供割合の向上

求人者に確認しているオンライン提供の範囲については、①地方自治体及び民間人材ビジネス、②地方自治体のみ、③民間人材ビジネスのみ、④いずれにも提供不可の4つの取扱から選択してもらっているが、平成27年度の実績では全求人件数のうち①と②を合計した72.5%の求人が地方自治体にオンラインで提供されている。

さらにこの提供割合を向上させるために、求人更新時にもあらためて①又は②を選択するように積極的に働きかけるものとしてはどうか。

(2) オンライン提供による活用実態の把握

現在のところ利用団からは四半期ごとに採用決定者を報告していただいているが、活用実態を把握するために、報告様式を見直し、性別や年齢といった採用決定者の属性等を把握してはどうか。